

高知県聴覚障害者情報センタービデオライブラリー利用規程

(目的)

第1条 ビデオやテレビの音声情報を享受できない聴覚障害者に対し、字幕・手話を挿入したDVD（ビデオディスク）・VHS（ビデオテープ）（以下、「ビデオ」という。）の貸出を行い、聴覚障害者の知識・教養の向上を図り、社会参加と自立の促進に資することを目的とする。

(利用者の範囲)

第2条 利用できるものは、高知県内に住所又は所在地のある次のものとする。

- (1) 聴覚障害者
- (2) 聴覚障害者関係団体、聴覚障害者関係施設、高知県立高知ろう学校
- (3) その他利用を適当と認めた者又は団体

(登録の申込み)

第3条 ライブラリーを初めて利用するものは、別記第1号様式による「ビデオライブラリー利用登録申込書」により登録するものとする。

(登録証の交付)

第4条 高知県聴覚障害者情報センター所長（以下、「所長」という。）は、申込み内容を審査し、登録台帳（別記第2号様式）に登載するとともにビデオライブラリー登録証（別記第3号様式）を交付するものとする。

2 所長は登録することが適当でないとした場合は、登録をしない旨通知するものとする。

(再登録)

第5条 次の場合は、第3条の申込みを改めて行うものとする。

- (1) 氏名・団体名が変わったとき
- (2) 住所・所在地が変わったとき
- (3) 登録証を紛失したとき

(貸出の申込み)

第6条 利用しようとする者は、別紙第4号様式による「ビデオ・DVD借受申込書」により申し込むものとする。

(貸出の受付)

第7条 貸出の受付は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日は、午前9時から午後9時までとする。
- (2) 土曜日・日曜日は、午前9時から午後5時までとする。
- (3) 休館日は、国民の休日に関する法律に規定する祝日及び12月29日から翌年の1月4日までとする。

(貸出本数と貸出期間)

第8条 貸出本数と貸出期間は、次のとおりとする。

- (1) 1回の貸出本数は、3本以内とする。
- (2) 貸出期間は、1週間以内とする。
郵送の場合は、利用者の手元にある期間が1週間以内とする。

ただし、所長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(3) ビデオは必ず巻き戻して返却するものとする。

(4) 次回の貸出は、前回貸出したビデオが返却されてからとする。

(貸出料金)

第9条 貸出料金は無料とする。ただし、郵送により返却する場合は利用者の負担とする。

(複製、転貸、有料上映の禁止)

第10条 利用するものは、著作権法上、次の事項は禁止されているので守らなければならない。

(1) ビデオの一部またはすべての複製

(2) 転貸し及び譲渡

(3) 営利等を目的とした有料上映

(貸出の停止)

第11条 ビデオの貸出を受けた者が貸出の約束に違反した場合は、以後の貸出を停止するものとする。

(損害賠償義務)

第10条 貸出を受けた者が、故意又は過失によりビデオを滅失又はき損した場合は、損害賠償しなければならない。

(附則)

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

登録番号	
------	--

ビデオライブラリー利用登録申込書(新規 ・ 変更)

高知県聴覚障害者情報センター所長 様

ビデオライブラリーを利用したいので、つぎのとおり登録(新規・変更)を申し込みます。

個人	ふりがな 氏名		保護者	
	住所	〒	県	市郡 町村
	電話		FAX	
	生年月日		性別	男 ・ 女
	身体障害者手帳		都府 道県	第 号

団体	名称			
	所在地	〒	県	市郡 町村
	電話		FAX	
	代表者名		担当者名	

* 保護者の欄は、聴覚障害者が18歳未満の場合のみ記入して下さい。

*この欄は記入しないで下さい

受付日	年 月 日	登録証渡し日	年 月 日
利用者区分		受付者	

ビデオ・DVD 借受申込書(窓口 ・ 郵送)

氏名 (団体名)		登録番号	
住所 〒			
市		町	
郡		村	
FAX		電話	
番号	作品名		
上記のとおり借用したいので申し込みます。			
平成 年 月 日			
高知県聴覚障害者情報センター所長 様			

* 注意事項

- ・ビデオカセットテープ・DVDの複製(ダビング)は禁止します。
- ・他へのまた貸しも禁止します。
- ・ビデオカセットテープ・DVDを紛失したり破損した時は、必ず担当者に届けて下さい。
- ・ビデオカセットテープは、必ず巻き戻してお返し下さい。
- ・返却期限までに返却できない場合は、下記へFAXまたは電話でお知らせ下さい。

貸出日	返却日	備考
/	/	

高知県聴覚障害者情報センター
ビデオライブラリー
登録証

登録番号	
------	--

--

高知県聴覚障害者情報センター
〒780-0928 高知市越前町2-4-5
TEL (088) 823-5922 FAX (088) 822-0750

高知県聴覚障害者情報センター
ビデオライブラリー
登録証

登録番号	
------	--

--

高知県聴覚障害者情報センター
〒780-0928 高知市越前町2-4-5
TEL (088) 823-5922 FAX (088) 822-0750

- ① ライブラリーを利用される時、本証を提示して下さい。
- ② ハガキ又は、FAX等で申し込まれる時は登録番号をお書き下さい。
- ③ 本証を他人に貸与したりすると無効になります。
- ④ 複製、また貸し、有料上映など絶対しないで下さい。
- ⑤ 次の場合はご連絡下さい。
 - * 氏名、団体名が変わった時
 - * 住所(所在地)が変わった時
 - * 紛失した時

- ① ライブラリーを利用される時、本証を提示して下さい。
- ② ハガキ又は、FAX等で申し込まれる時は登録番号をお書き下さい。
- ③ 本証を他人に貸与したりすると無効になります。
- ④ 複製、また貸し、有料上映など絶対しないで下さい。
- ⑤ 次の場合はご連絡下さい。
 - * 氏名、団体名が変わった時
 - * 住所(所在地)が変わった時
 - * 紛失した時